

第29期北海道産業教育審議会委員公募要領

(令和5年9月12日学校教育局長決定)

この要領は、産業教育振興法（昭和26年法律第228号）第11条の規定に基づき、北海道教育委員会の附属機関として設置している北海道産業教育審議会（以下「審議会」という。）の委員の公募について、必要な事項を次のとおり定める。

記

1 応募資格

次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 国又は地方公共団体の職員（道職員であった者を含む。）以外の者
- (2) 道内に居住する者で、選任時（令和5年12月上旬予定）現在、満20歳以上の者
- (3) 北海道の産業教育について関心と識見を有する者
- (4) 審議会に出席できる者

2 公募委員数

1名

3 任期

委員を委嘱した日から2年間

4 職務内容

年3回程度開催を予定している審議会等に出席し、北海道の産業教育に関する教育の内容及び方法等について調査、審議するものとする。

5 応募方法

次の書類を、郵送、電子メール、持参のいずれかの方法で、期限までに提出するものとする。
なお、提出した書類は返却しないものとする。

(1) 応募用紙（別紙1）

この応募用紙は、北海道教育委員会のホームページからダウンロードするか、北海道教育庁学校教育局高校教育課及び各教育局に備えているものとする。

(2) 作文

ア テーマ

本道の専門高校は、実験・実習を多く取り入れた実践的・体験的な学習活動などにより、専門的な知識・技術を身に付けた多くの人材を育成・輩出し、本道産業の発展・繁栄に重要な役割を担ってきました。

しかしながら、情報化、グローバル化が急速に進展する現在においては、職業に必要な知識・技術も高度化し、これに対応した人材育成が喫緊の課題となっています。

こうしたことを踏まえ、専門高校における産業教育を充実させるために必要な方策について、あなたの考えを述べてください。

イ 作成要領

市販の原稿用紙又は電子媒体（word形式又は一太郎形式）で、400～800字以内にまとめるものとする。

なお、作成に当たっては、「応募作文の体裁等について」（別紙2）に留意するものとする。

6 応募期間

令和5年9月15日（金）～令和5年10月13日（金）

上記5による書類の提出は、応募期間の最終日の17時までとする。

7 選考結果

選考会議において、提出された作文のほか、職歴などにより総合的に選考を行い、選考結果については、後日、応募者全員に通知するものとする。

8 報酬等

審議会に出席した場合は、北海道の定めにより報酬及び旅費を支払うものとする。

9 個人情報の取扱いについて

応募書類に記載された個人情報は、北海道産業教育審議会委員の公募委員の選考に関する業務のみに利用するものとする。

10 応募書類の提出先及び問合せ先

北海道教育庁学校教育局高校教育課キャリア教育指導係

住所：〒060-8544

札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館8階

電話：011-204-5705 FAX：011-232-1108

メール：kyoiku.kokyo1@pref.hokkaido.lg.jp